



県外からの志願 Q&A

平成30年10月 県教育庁高校教育課

Q 1 : 県外からの志願が認められるのは、どのような場合ですか。

A : 次の場合に、県外からの志願ができます。

- ① 県外の小学校等を平成 31 年 3 月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を平成 31 年 3 月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

Q 2 : 県外からの志願手続きをしたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A : 次の手順を参考にして、進めてください。

- ① 県外からの志願の条件に該当するか確認し、必要に応じて、県教育庁高校教育課（TEL：023-630-3165）に相談してください。
- ② 10 月 1 日から 19 日までの間に、申請書類を準備し、県教育庁高校教育課長あてに、県外からの志願許可の申請をしてください。なお、小学校長の証明が必要です。
- ③ 県教育委員会で審査をし、適正であると判断した場合、志願許可書を交付します。
- ④ 交付された志願許可書は、入学願書等出願に必要な書類とともに、提出してください。

Q 3 : 県外からの志願許可の申請には、どのような書類が必要ですか。

A : ① 県外からの志願許可願（様式は、県のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/tyuunyuusen/>)

- ② 志願資格の条件を満たすことを証明する書類
 - ・一家転住等の事情を証明する書類
 - ・住所に関する証明書
- ③ 返信用封筒（長形 3 号とし、あて先等を明記し、簡易書留郵便料金 392 円切手を貼付）

Q 4 : Q 3 ②の「志願資格の条件を満たすことを証明する書類」とはどのようなものですか。

A : 次のようなものが考えられます。

理由	証明書の例	備考
保護者の転勤	転勤証明書 居住地の証明書	社宅証明書や賃貸契約書等、居住地の証明が間に合わない場合は、確定した段階で提出
保護者の転職	内定通知書 居住地の証明書	左記の証明書がない場合は、小学校の校長による証明での代替もあり得る
県内への転居	居住地の証明書	新築の場合は、建築確認通知書など
祖父母との同居	祖父母の住民票謄本 祖父母との関係証明	

※「予定」として手続きを進める場合、確定後に住民票謄本等を提出していただきます。

Q 5 : 保護者が転勤する予定なのですが、転勤後の居住先が未定の場合は、どうすればよいですか。

A : 会社からの内示書の写し等、転勤を証明する書類を先に提出し、居住地が確定した段階で居住地の証明書を提出していただきます。

Q 6 : 祖父母と同居したいのですが、保護者の仕事の関係で家族全員一緒には転居できない状況です。県外からの志願は認められますか。

A : Q 1 ②の「特別な事情」にあたるかどうか判断しますので、県教育庁高校教育課（TEL：023-630-3165）にご相談ください。

Q 7 : 確実に一家転住する予定なので、住民票を前もって居住先に移そうと考えていますが、何か問題がありますか。

A : 住民票は移すものの、卒業までは現在の小学校に在学する場合、この小学校を所管する市町村教育委員会に対し、区域外通学の申請をし、許可をもらう必要があります。